



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 神 栄 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 崎 歳 章
(コード番号 3004 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 赤 澤 秀 朗
(TEL. 0 7 8 - 3 9 2 - 6 9 1 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 141 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的等

- (1) 今後の事業展開に備え、現行定款第 3 条に定める事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が施行され、いわゆる「株券電子化」が実施されたことに伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日 (木曜日)

以 上

定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. } (条文省略)	1. } (現行どおり)
2. (新設)	2.
3. } (条文省略)	3. <u>農業および農産物の加工</u>
13.	4. } (現行どおり)
第 4 条 } (条文省略)	第 4 条 } (現行どおり)
第 6 条	第 6 条
<u>(株券の発行)</u>	
第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第 8 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。	第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。
② <u>当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第11条 (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 <u>13</u> 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 <u>14</u> 条 (条文省略)</p> <p>第 <u>43</u> 条 (新 設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 <u>12</u> 条 当社の株式および新株予約権に関する取扱い<u>ならびに</u>手数料、<u>株主の権利行使に際しての</u>手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 <u>13</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第 <u>42</u> 条 <u>附 則</u></p> <p>第 <u>1</u> 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 <u>2</u> 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>